

第4次福知山市男女共同参画計画

はばたきプラン2021 後期計画

～概要版～



「男女共同参画社会の形成」

女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれずに個性や能力を發揮できる社会をめざします。

福知山市男女共同参画の推進に関する8つの基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 個人の尊重と自己実現の可能性の確保
- 3 男女共同参画の推進を妨げる性別による固定的な役割分担の制度や慣行の見直し
- 4 意思決定、方針決定過程への男女共同参画
- 5 家庭生活における活動とその他の活動の両立支援
- 6 学校教育など教育の場での個人の尊重
- 7 男女の生涯を通じた健康の確保
- 8 国際的取組と協調のもとでの推進



はばたきプラン
2021
後期計画

令和8年3月

詳しくはこちら（市HP）↑

目 標 年 度

2030（令和12）年度

この計画は、社会環境の変化、市民ニーズの変化に対応するため、推進状況の成果を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

計 画 策 定 の 趣 旨

福知山市では、2006（平成18）年10月に制定した「福知山市男女共同参画推進条例」に基づき、2021（令和3）年に「第4次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2011」を策定し、男女が共に幸せを実感できるまちづくりを進めています。

計画策定から5年目を迎えたのを機に、2024（令和6）年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果から進むべき方向を明らかにし、今後の取組がさらに計画的に進められるよう本計画を策定しました。

本計画の策定にあたっては前計画との継続性を確保しながら、意識調査結果の分析や男女共同参画に関わる社会情勢の変化を反映させ、基本的な考え方として「女性の人権の確立」「多様性を認め合う社会の確立」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」「SDGsの達成に向けた取組」を掲げています。性別等に関わらず あらゆる人が活躍することができ性別等による差別のない真に人権が尊重された男女共同参画社会を実現することをめざします。

●● 基 本 目 標 ●●

- I 性別等に関わらない一人ひとりの人権の尊重
- II 性別等に関わらない多様な生き方を認め合う環境づくり
～ワーク・ライフ・バランスの推進～
- III SDGsの達成に向けてあらゆる分野で男女共同参画・女性活躍に取り組む社会の実現

※本計画は女性活躍推進法第6条第2項に規定されている市町村推進計画（福知山市女性活躍推進計画）、困難女性支援法第8条第3項に規定されている市町村推進計画（福知山市困難女性支援計画）としても位置づけています。

男女共同参画に向けた計画の体系

基本目標Ⅰ

性別等に関わらない
一人ひとりの人権の尊重

(1) 女性に対する暴力の根絶と人権の尊重 (★重点項目)

暴力を生まない予防教育や女性に対する暴力を容認しない社会環境整備を進めるとともに、被害者の保護・自立支援に向けた専門的支援の強化・構築を図る。

(2) 生涯を通じた健康支援

リプロダクティブ・ヘルツ／ライツや女性の健康問題にも重視・対応し、男女とも生涯にわたって心身の健康が維持できるよう支援する。

(3) 多様な性への理解促進と支援

多様な性への理解促進に取り組む。「福知山市みんなの多様な性を尊重する条例」に基づき、多様な性の理解促進の啓発を進めるとともにパートナーシップ制度の普及・啓発を進める。

基本目標Ⅱ

性別等に関わらない
多様な生き方を認め合う環境
づくり
〔ワーク・ライフ・バランスの
推進〕

(4) 男女共同参画に向けた教育・学習の推進 (★重点項目)

幼少期からの男女平等・男女共同参画の視点にたった教育並びに家庭・地域などにおける性に基づく固定観念やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた取組を進める。

(5) 家庭・地域における男女共同参画の推進

誰もが仕事と家事・育児・介護の二者択一に迫られることなく、その能力を発揮することができる環境を整備し、男女がともに家事・育児・介護等の責任を担うために男性の意識改革と育児・介護休暇の取得を促進し、ワーク・ライフ・バランスが実現できるようジェンダー平等の取組を進める。

(6) 職場における男女共同参画の推進

長時間労働の是正や「新しい生活様式」を踏まえた多様で柔軟な働き方を促進する。育児・介護休業制度の法改正等を受け、男女がともに働きやすい職場環境の支援に努め企業に対して各種ハラスメントの根絶に向けた啓発を促進する。

(7) 政策・方針等意思決定の場での男女共同参画促進 (★重点項目)

多様な視点から男女共同参画を推進し、さまざまな意思決定の場への女性の参画を拡大する。また、地域に潜在する女性の起業希望者への支援に取り組む。

(8) 女性の活躍の推進 (★重点項目)

女性活躍推進法の延長を受け、出産・育児による離職防止のため柔軟な働き方の整備やメンター育成、スキルアップ支援、女性ネットワーク構築、起業支援等を通じ、女性が働き続けられる環境づくりに取り組む。

基本目標Ⅲ

SDGsの達成に
向けてあらゆる分野で
男女共同参画・女性活躍
に取り組む社会の実現

(9) 市民との協働体制の確立

男女共同参画の推進に取り組む女性団体と協働し、女性の意識・能力の向上を図り、人材育成を推進する。

(10) 防災における男女共同参画の推進

過去の災害経験と教訓を踏まえ、危機管理部局と連携し、防災にかかる意思決定の場への女性の参画拡大や地域防災を担う女性リーダーの育成を行い、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

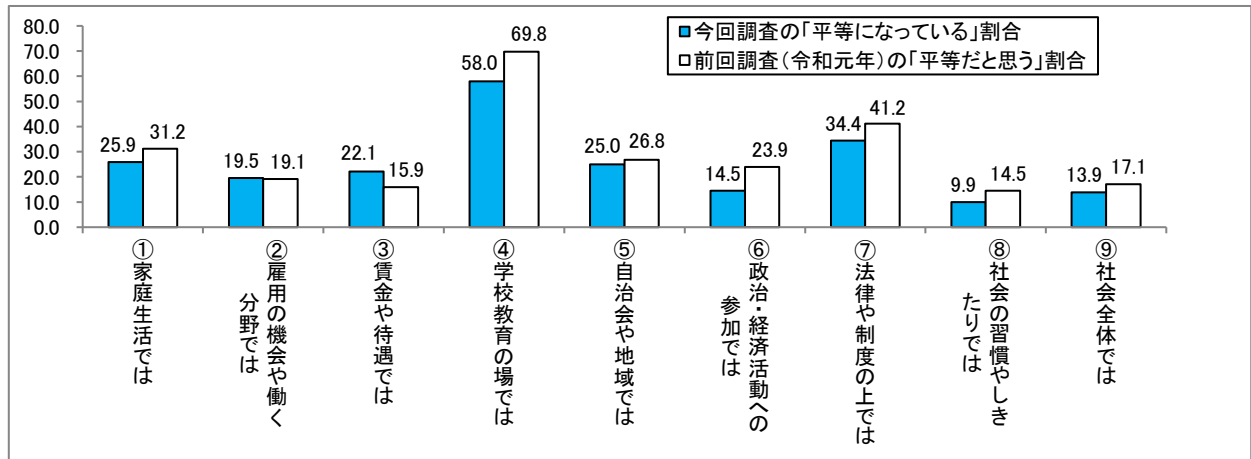
(11) 国際的取組と協調のもとでの推進

SDGsの国際的な動向を把握・広報し、市民の国際感覚の育成とジェンダー平等に向けた啓発を行う。

2024（令和6）年福知山市男女共同参画に関する市民意識調査より

1 社会の各分野における男女の平等感

前回調査（令和元年）と比較して、雇用の機会や働く分野、賃金や待遇における平等感が高くなっているものの、その他すべての項目において平等感が下がっています。学校教育の場では「平等」と感じる人が6割近くになっていますが、それ以外の分野では、いずれも「男性優遇」と感じる人が多くなっています。社会における男性優遇感が根強く残る結果となりました。



2 過去3年間の配偶者や元配偶者、パートナーからの暴力について

男女ともに「精神的な暴力（例えば、ののしりの言葉、何を言っても無視する、おどす等の行為）」が最も高い結果となりました。暴力を受けた経験があると回答した人は、男性より女性の方が多く、被害者の約5割が暴力について「相談をしなかった」と回答しています。

その理由について、女性では「相談しても無駄だと思ったから（52.8%）」
「相談するほどのことではないと思ったから（50.0%）」という回答が上位にみられました。



市民意識調査について
詳しくはこちら（市HP）↑

福知山市男女共同参画センターについて

男女共同参画社会や人権が尊重された社会の実現をめざすための拠点施設として、さまざまな取組をしています。

啓発

- 男女共同参画についてのイベントや講座等の開催
- 啓発展示の実施、情報発信

相談

- 専門相談（女性相談、女性法律相談、男性相談、性別にこだわらない相談）の実施
- 一般相談 女性相談支援員等が相談に対応します。

協働

- はばたきネットワーク登録団体及び個人の活動支援

その他

- 市民の活動及び交流の場



福知山市 市民生活部 人権推進室 福知山市男女共同参画センター

〒620-0035 福知山市字内記100番地 ハピネスふくちやま3階

Tel：0773-22-6111（代表） 0773-24-7022（直通）